

保険法人検査実施確認書



住宅事業者様・住宅取得者様用

申請の手引き



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構

保険法人検査実施確認書

申請の手引き

保険法人検査実施確認書とは？

新築住宅について、「すまい給付金」※を申請するためには、施工時等に第三者の現場検査を受け、一定の品質が確認される以下の①から③のいずれかに該当する住宅であることが必要です。

- ①住宅瑕疵担保責任保険へ加入する住宅
- ②建設住宅性能表示を利用する住宅
- ③住宅瑕疵担保責任保険法人により保険と同等の検査が実施された住宅

住宅瑕疵担保責任保険法人が、住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査を実施し、保険加入住宅と同等の良質性が確保されていることが確認できた場合に発行されるのが、「保険法人検査実施確認書」です。

ご利用までの流れ

原則として、住宅の着工前までにお申込みください。



■ 申請者様に行っていただくこと □ 当社が行うこと

STEP 1

設計

まもりすまい保険の設計施工基準に適合するように設計してください。
設計施工基準に適合しない可能性のある場合は、お早めに窓口までご相談ください。

STEP 2

保険法人検査
の申請

検査申請は、どなた様からの依頼でも結構です。ただし、現場の立ち合いをお願いいたしますので、事業者様からの申請をお勧めいたします。

STEP 3

工事の着工

原則として、工事の着工前までに申請をしてください。
※既に着工している場合は、検査内容及び検査手数料が異なることがありますので、お問い合わせください。

STEP 4

検査員との
日程調整

検査日程の調整のため、窓口または検査員より申請担当者様宛てにご連絡させていただきます。

STEP 5

引受承諾書兼
請求書の送付

当社が、毎月1日から末日までに申請を受理した住宅について、翌月15日頃に「引受承諾書兼請求書」を送付します。

STEP 6

検査手数料
の入金

「引受承諾書兼請求書」に記載の期日までに指定口座にご入金ください。

STEP 7

住宅保証機構
による
検査の実施

設計施工基準に適合しているかどうか検査を実施します。

STEP 8

保険法人
検査実施確認書
の交付

当社は、検査実施後、速やかに申請者に「保険法人検査実施確認書」を交付します。
※確認書の交付までに、検査手数料を入金いただく必要があります。

● 申請者について

保険法人検査は、以下の方から申請いただけます。

- ①新築住宅を建設又は販売する事業者様
- ②新築住宅の取得を予定されるお客様

ただし、現場の立ち合いをお願いいたしますので、事業者様からの申請をお勧めいたします。

● 申請窓口について

全国の建築住宅センターをはじめ、住宅保証機構の保険取次店(指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等)で申請を受け付けております。ご利用されている最寄りの機関にてご確認ください。
窓口は、ホームページにて検索が可能です。

● 対象住宅について

- ①新築住宅(住宅瑕疵担保責任保険に加入する住宅および建設住宅性能表示を利用する住宅を除く)
新築住宅:人の居住の用に供したことの無い住宅であって、工事完了から1年以内のもの。
- ②住宅瑕疵担保責任保険(まもりすまい保険)の設計施工基準に適合する住宅であること。

《すまい給付金の対象住宅(抜粋)》

- ・床面積が50㎡以上であること。
- ※すまい給付金という「床面積」は、不動産登記上の床面積です。共同住宅では、契約書等に記載される壁芯寸法(壁の中心線による面積)ではなく内法寸法による面積になります。
- ・併用住宅の場合、住居部分の床面積が1/2以上を占めていること。

● 設計施工基準について

保険法人検査の申請にあたり、住宅保証機構の定める設計・施工に関する技術的な基準(まもりすまい保険 設計施工基準)に適合する必要があります。木造、RC造等の構造ごとに次の事項について基準を設定しています。設計施工基準は、ホームページにて公開しています。

- ①地盤調査及び基礎等
- ②雨水の浸入を防止する部分

設計施工基準に適合しない可能性のある場合は、お早めに申請窓口までご相談ください。

● 個人情報の取り扱いについて

当社は、保険法人検査のご利用に際して、提出いただいた申請書類等を通じて、住宅取得者様の氏名・住所等の個人情報を取り扱っております。

詳細については、当社のホームページより「個人情報の取扱いについて」をダウンロードの上、ご確認ください。



1 保険法人検査の申請

1. 申請手続き前

設計について

「設計施工基準」に適合するように設計してください。

また、保険法人検査の申請を行う住宅は、設計に先立ち敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った上で、地盤調査を行ってください。ただし、2階建て以下の木造一戸建住宅の場合は、「現地調査チェックシート」を用いて現地調査を行い、これにより地盤調査が不要と判断できた場合は、この限りではありません。現地調査チェックシートはホームページからダウンロードできます。

(<https://www.mamoris.jp/download/>)

2. 申請手続き

1 申請書類の提出

検査申請に必要な書類一式を事務機関等へ提出してください。

なお、保険法人検査の申請単位は、一戸建住宅は戸単位、共同住宅等は棟単位になります。



2 申請受理後のながれ

①「保険法人検査申請書（兼受取証）」の送付

検査申請が受理されますと、事務機関等から受付窓口の受付印（日付印）のある「保険法人検査申請書（兼受取証）」の写しを受取証として交付します。



②検査料の請求

当社が毎月1日から末日までに検査申請を受理した住宅について、翌月15日頃に「引受承諾書兼請求書」を送付します。

請求書に記載の期日までに、指定口座にご入金ください。

《すまい給付金の対象住宅(抜粋)》

- ・住宅あたりの床面積が50㎡以上であること。
- ・併用住宅の場合、住居部分の床面積が1/2以上を占めていること。

すまい給付金という「床面積」は、不動産登記上の床面積です。共同住宅では、契約書等に記載される壁芯寸法（壁の中心線による面積）ではなく内法寸法による面積になります。

なお、当社の行う保険法人検査は、戸建、共同共に壁芯により測定した延床面積（共同住宅の場合、戸あたりでなく棟の延床面積）にて申請いただきますので、ご注意ください。

保険法人検査実施確認書 発行業務約款 ※保険法人検査申請の手続きをする前に必ずご一読ください。

(趣旨)

第1条

依頼者(以下「甲」という)及び住宅保証機構株式会社(以下「乙」という)は、乙が別に定める基準に基づく検査(以下「検査」という)を行い、保険法人検査実施確認書(以下「確認書」という)を交付すること(以下「検査業務」という)について、この約款(申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

(甲の責務)

第2条

甲は、乙が別に定める申請書及び検査に必要な図書を乙に提出しなければならない。

2 甲は、乙の請求があるときは、乙の検査業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象(以下「対象住宅」という)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

3 甲は、乙が検査業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

4 甲は、引受承諾書に定められた額の手数料を、第5条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。

5 甲は、乙の検査において、乙が行った対象住宅が基準に基づき施工されていない旨の指摘に対し、速やかに必要な措置をとらなければならない。

6 甲は、乙から確認書の交付を受けた対象住宅の引渡しを行った場合は、当該対象住宅の発注者又は買主に当該確認書を交付しなければならない。

(乙の責務)

第3条

乙は、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、検査業務を行わなければならない。

2 乙は、検査業務を第4条に規定する日(以下「業務期日」という)までにに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

第4条

乙の業務期日は、最終回検査実施日の30営業日後とする。

2 乙は、甲が第2条に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

第5条

甲の手数料の支払期日は、引受承諾書に定める第1回目検査予定日の前日とする。

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

3 甲が、手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、確認書を交付しない。この場合において、乙が当該確認書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

4 再検査を行う場合の手数料は、当該再検査実施予定日の前日を支払期日とする。

(手数料の支払方法)

第6条

甲は、乙が別に定める手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(保険法人検査実施確認書交付前の変更申請)

第7条

甲は、確認書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画又は建設工事の変更を行う場合は、速やかに乙に通知するとともに、変更部分の検査申請関係図書を乙に提出しなければならない。

2 乙が、第1項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の検査の申請を取り下げ、別件として改めて乙に検査を申請しなければならない。

3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第8条

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、検査業務を業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)の場合、乙は業務の進捗度を勘案して手数料を收受するものとし、既に支払われている手数料が不足するときは不足額を甲に請求できる。甲は、既に支払った手数料が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、手数料を支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、全部又は一部の手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、既に支払われている手数料が不足するときは不足額を甲に請求できる。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第10条

乙は、検査を実施することにより、甲の申請に係る住宅が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、検査を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した検査申請関係図書に虚偽があることその他の事由により、適切な検査業務を行うことができなかった場合は、一切の責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第11条

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 警察、裁判所、国土交通省等の公的な機関から開示を求められた場合

(2) 既に公知の情報である場合

(3) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(統計処理)

第12条

乙は、この契約による検査業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行うことができる。

(別途協議)

第13条

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は、平成25年8月19日から施行する。

3. 保険法人検査申請に必要な書類

(◎必須 ○該当する場合必須)

		提出書類	備考
①	◎	保険法人検査申請書（兼受取書） ▶P7へ	
②	○	部屋番号の分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅の場合のみご提出ください。 ・指定の書式はございません。 ・部屋番号と住宅取得者様がわかる資料をご提出ください。 ・「共同住宅等検査対象住宅番号通知書」をご利用いただくこともできます。
③	◎	設計図書等一式	下表参照
④	◎	地盤調査報告書等	<ul style="list-style-type: none"> ・計測点配置図 ・地盤調査データ ・考察(木造住宅の場合、「基礎設計のためのチェックシート」も可) <p>2階建て以下の戸建木造住宅において、「現地調査チェックシート」に従って行った調査の結果、すべてA判定だった場合、「現地調査チェックシート」の提出とすることができます。</p>
⑤	○	設計施工基準第3条の確認書の写し ▶P14へ	設計施工基準により難しい工法・仕様等の場合は、当社から設計施工基準の適用除外の手続き（設計施工基準第3条確認）を受け、保険申込みをする際に「確認書」の写しをご提出ください。

<保険申込時に必要な設計図書一式（構造別）>

設計図書等一式		木造住宅	木造住宅以外
A	付近見取図	◎	◎
B	配置図	◎	◎
C	平面図(各階)	◎	◎
D	立面図	◎	◎
E	基礎の状況に関する資料 ▶P9へ	◎	-
F	2階の状況に関する資料 ▶P11へ (3階建の場合は3階の状況に関する資料も含む)	◎	-
G	防水措置の状況に関する資料 ▶P12へ	◎	◎
H	構造図	-	◎

必要書類①

保険法人検査申請書(兼受取証)

必須!

申請をする現場所在地を所轄する事務機関等へご提出ください。

保険法人検査申請書(兼受取証) 住宅保証機構株式会社

住宅保証機構株式会社 宛

すまい給付金に係る「施工時における住宅瑕疵担保責任保険法人による検査」を以下により申請します。「保険法人検査実施確認書」の交付前までに対象建築物の計画又は建設工事の変更を行う場合は、変更部分の検査申請関係図書を提出し申請します。また、検査において是正の措置を要した場合は速やかに必要な措置をとりまします。

保険法人検査は、すまい給付金に係る「施工時における住宅瑕疵担保責任保険法人による検査」を実施したことを確認する「保険法人検査実施確認書」を発行するためのものです。「保険法人検査実施確認書」は検査を実施した住宅について保証がないことを保証するものではありません。また万一、検査実施箇所について不具合が生じた場合でも、保険金の支払いを請求することはできません。

すまい給付金制度は、消費税の引上げが行われた場合に導入が予定されている制度です。今後、政府において消費税引上げの判断も踏まえつつ、最終的な調整が行われる予定です。

ご注意 白又は半部分は必須項目です。必ずご記入下さい。	申請日	20 13年 9月 2日	申請受付番号	S
	申請者	住所 〒000-0000 東京都港区芝公園0-00-00 氏名または商号 代表者名 代表電話番号		
現場情報	住所表示または現場所在地(地名・地番) 〇〇県〇〇市〇〇町1100			発行業務約款、個人情報保護の取扱い等に同意する事項に同意し、申請し
申請概要	住宅取得者(一戸建のみ) 保険 一郎 保険 花子			発行業務約款、個人情報保護の取扱い等に同意する事項に同意し、申請し
申請概要	住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 共同(組住戸)	階数	地上 2 階 地下 0 階
申請概要	住宅種類	<input checked="" type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 併用(住宅部分の床面積が建物全体の1/2以上)	耐火建築物(共同のみ)	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
申請概要	設計施工基準第3条確認	<input type="checkbox"/> 有 番号()	検査手数料	33,010 円
申請概要	工法(構造)	<input checked="" type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 2x4 <input type="checkbox"/> 木質プレハブ <input type="checkbox"/> 鉄骨プレハブ <input type="checkbox"/> コンクリートプレハブ <input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> SRC <input type="checkbox"/> スチールハラス <input type="checkbox"/> ログハウス <input type="checkbox"/> 補強CB <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> その他()		
申請概要	工事完了予定日(検査希望日)	①基礎配筋完了 20 13年 9月 17日 ②中間階床配筋完了 〇〇日 〇〇年 〇月 〇日 ③中間階床躯体完了 〇〇日 〇〇年 〇月 〇日	④中間階床躯体完了 〇〇日 〇〇年 〇月 〇日	⑤屋根防水工完了 20 13年 10月 21日
申請概要	検査立会者	会社名 すまい 次郎	緊急連絡先	000-0000-0000
申請概要	申請担当者	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1 設計部	緊急連絡先	000-0000-0000
申請概要	請求書送付宛先	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者(代表者)様宛て <input type="checkbox"/> 申請担当者様宛て		
申請概要	添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等一式 <input type="checkbox"/> 設計施工基準第3条確認書(写) <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査報告書等 <input type="checkbox"/> 都屋番号の分かる資料(共同住宅の場合)		

※ 受付窓口の受付印(白付印)のある写しを「受取証」として交付いたします。申請内容、添付書類の確認完了後に「引受承諾書」を住宅保証機構から直送いたします。

受付内容	特定取次店名	特定取次店連絡先
	事務機関名	事務機関連絡先
<input type="checkbox"/> 着工1住宅の申請	特定取次店	事務機関
		住宅保証機構

帳票番号: 35-A-02-001 20130901

* 訂正する場合には二重線を引いて訂正してください。

平成25年9月1日現在

記入例

- 1 申請書を事務機関等に提出する日をご記入ください。
- 2 保険法人検査申請者の住所、氏名または商号（会社名）及び代表者名をご記入下さい。
- 3 複数案件の検査をお申込みいただいている場合、代表電話番号で同一の申請者であることを確認し、検査手数料をまとめて請求いたします。
支店等の単位で請求をまとめたい場合は、支店ごとの代表電話番号をご記入ください。
- 4 実印でなくても結構ですが、契約締結権限を有する印を押印してください。
- 5 住宅取得者が複数の場合は、全ての住宅取得者名をご記入ください。分譲住宅で購入者が未定の場合は「未定」と記入して下さい。（売買又は請負契約書に記載されている方全てとなります。）
- 6 共同住宅の場合は総住戸数を必ずご記入下さい。
- 7 設計施工基準に適合しない部分について3条確認手続きを行っている場合は、「有」に✓をつけて「設計施工基準第3条確認書」に記載の住宅保証機構確認番号又は整理番号を記入してください。
- 8 一戸建て住宅の場合は延床面積に応じて、共同住宅等の場合は延床面積及び階数に応じて料金が決まります。検査手数料の詳細は下記「保険法人検査 検査手数料」でご確認下さい。
- 9 検査時に立会うことができる方をご記入ください。住宅取得者が申請する場合は、住宅事業者と打合せの上、工事監理者に立会を了解いただいで下さい。工事監理者が立会えない場合は、施工状況を十分に把握している方が立会ってください。建築士等の資格の有無は問いません。
- 10 緊急連絡先（現場検査立会者、申請担当者）は、日中連絡のつきやすい電話番号（携帯電話等）をご記入ください。
- 11 実際に申請の手続きを行う方をご記入下さい。住宅取得者が申請する場合は「申請者に同じ」とご記入下さい。
- 12 お振り込みいただく検査手数料の請求書を送付する際の宛先となります。
- 13 申請に必要な添付書類に✓をつけてください。

保険法人検査 検査手数料

※表に記載の無い床面積帯、建物階数についてはお問い合わせください。

●戸建住宅

検査回数2回（3階建以下）の場合

床面積帯	料金（税込/10%）
100㎡未満	31,290円
100㎡以上 125㎡未満	34,590円
125㎡以上 150㎡未満	41,190円
150㎡以上 180㎡未満	43,550円
180㎡以上 500㎡未満	52,050円

●共同住宅

検査回数2回（3階建以下）の場合

床面積帯		料金（税込/10%）
500㎡未満	耐火建築物	70,490円
	耐火建築物以外	56,210円
500㎡以上 2,000㎡未満		81,490円
2,000㎡以上 10,000㎡未満		95,350円

検査回数3回（4階以上9階建以下）の場合

床面積帯		料金（税込/10%）
500㎡未満	耐火建築物	99,090円
	耐火建築物以外	77,670円
500㎡以上 2,000㎡未満		115,590円
2,000㎡以上 10,000㎡未満		136,380円

検査の回数および実施時期

建物階数（地階を含む）	検査回数	検査時期
		3階以下
4階以上	3回以上	①基礎配筋工事完了時 ②中間階床躯体工事完了時（注1） ③屋根防水工事完了時

（注1）中間階とは、最下階から数えて2階及び3以上の自然数倍を加えた階をいいます。（2階以降は、10階、17階、24階、31階・・・と7階毎に床躯体工事完了時での検査となります。）また、RC造の場合、中間階床躯体工事完了時を中間階床配筋工事完了時に読み替えます。

必要書類③-E

基礎の状況に関する資料

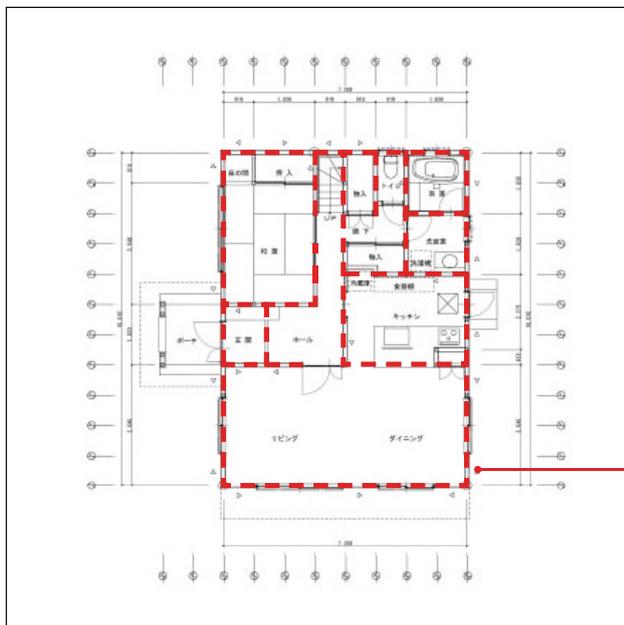
木造住宅の場合 に、ご提出ください。
設計図書に次の事項を記載してください。

べた基礎の場合	布基礎の場合
①立上り主筋の径、本数	①立上り主筋の径、本数
②立上り縦筋の径、間隔	②立上り縦筋の径、間隔
③スラブ筋の径、間隔	③立上り部分の厚さ
④スラブ厚	④立上り部分の高さ(地盤面より)
⑤立上り部分の厚さ	⑤立上り部分の配置
⑥立上り部分の高さ(地盤面より)	⑥底盤の幅
⑦立上り部分の配置	⑦底盤の補強筋の径、間隔
	⑧底盤の両端部の鉄筋の径

基礎の状況に関する資料の例

以下の例のいずれかを参考に資料作成をお願いいたします。

【例1】 平面図を利用して基礎伏図に基礎仕様を記載



平面図

基礎仕様	
①立上り主筋 径-本数	上端筋 2-D13 下端筋 1-D13
②立上り縦筋 径-間隔	D13@300
③スラブ筋 径-間隔	D13@200
④スラブ厚	150mm
⑤立上り部分の厚さ	幅150mm
⑥立上り部分の高さ	地盤面 + 400mm
⑦立上り部分の配置	1階平面図に記載

基礎の立上り部分を示す

必要書類③-F

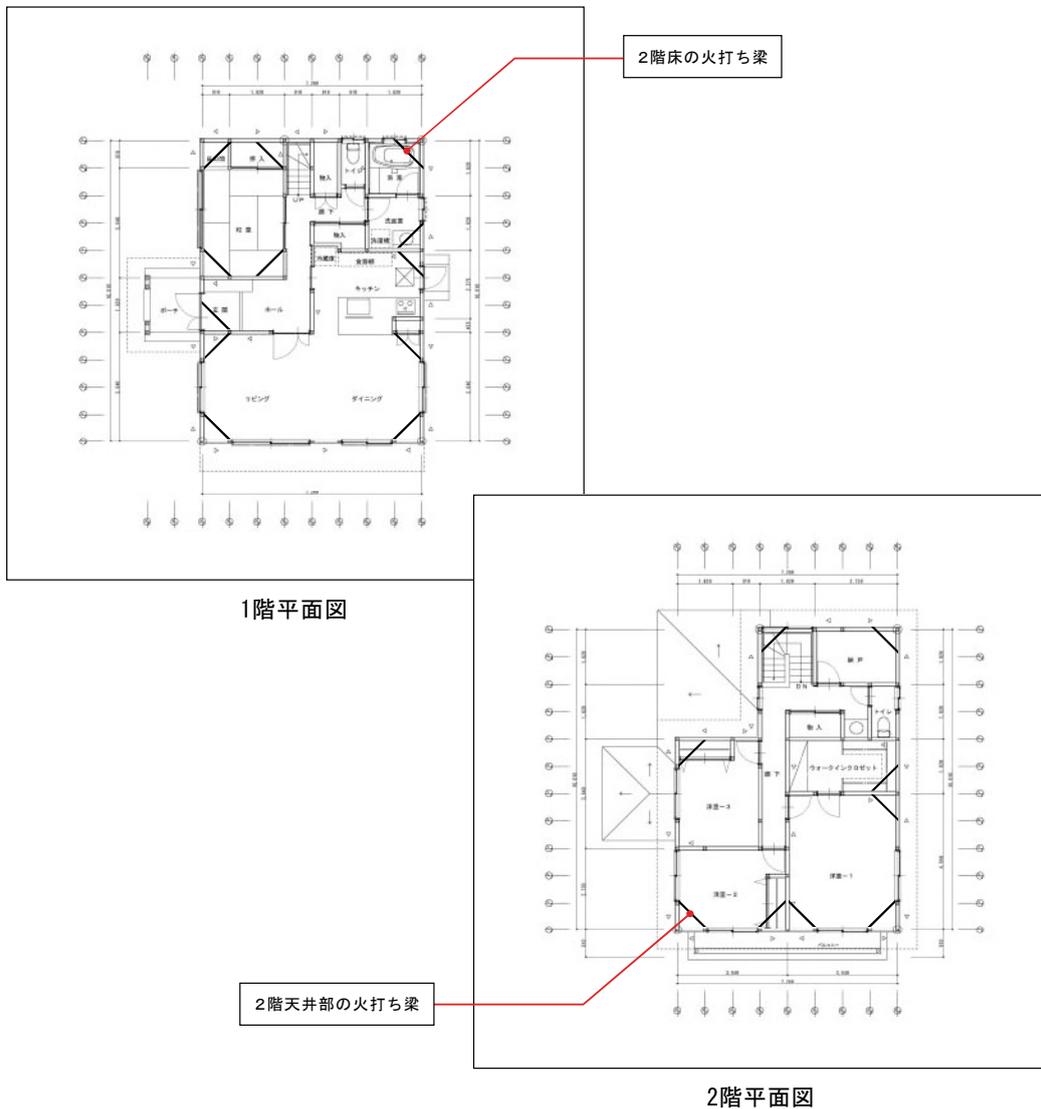
2階の状況に関する資料

木造住宅の場合に、下記のいずれかをご提出ください。
床組を剛床等とし火打ちを省略する場合は、その旨を図面にご記入ください。

- 平面図を利用し、2階床の火打ち梁を記載
- 2階床のプレカット図
- 2階の床伏図
- その他火打ち梁を記載した資料

2階の状況に関する資料の例

【例】平面図を利用し、2階床および2階天井部の火打ち梁を記載した例



必要書類③-F 防水措置の状況に関する資料

設計図書に次の内容を記載してください。

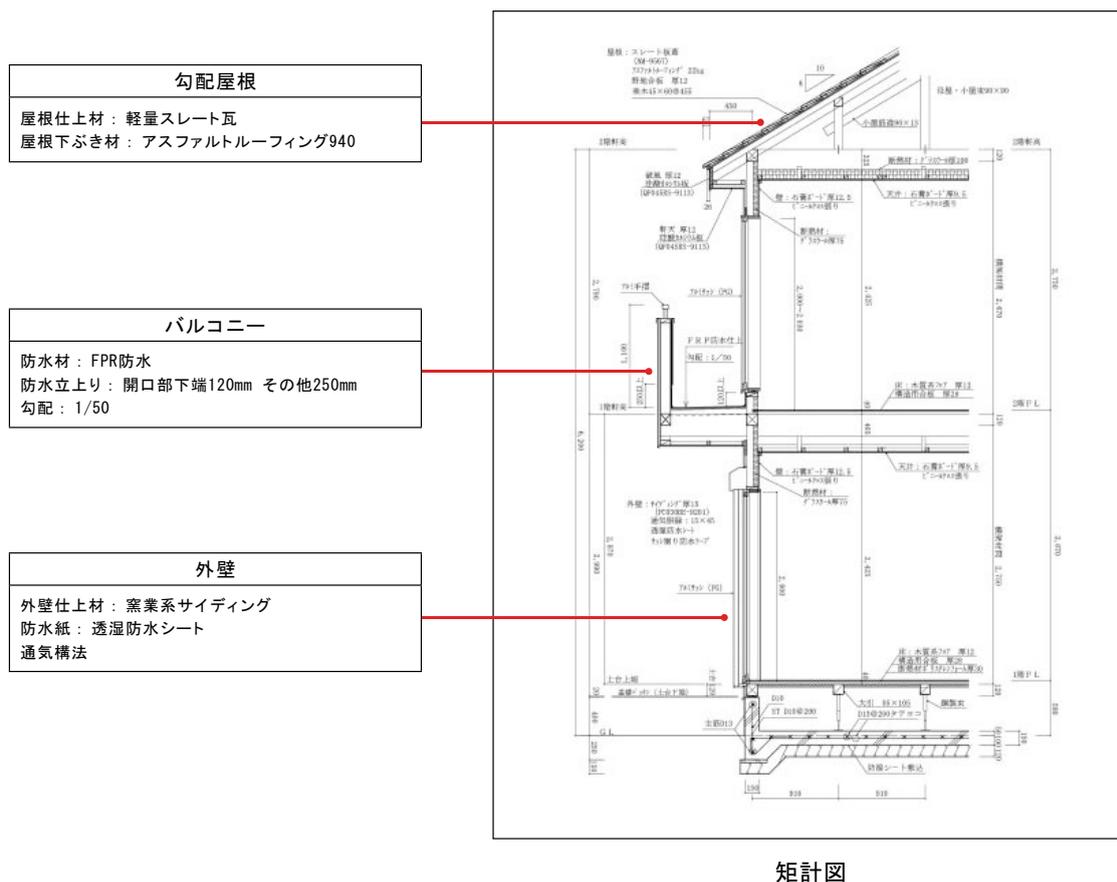
①屋根	
勾配屋根の場合	陸屋根の場合
・ 屋根仕上材 ・ 屋根下ぶき材 ・ 勾配	・ 防水材 ・ 勾配
②外壁	
・ 外壁仕上材 ・ 防水紙(ALCパネル等の場合は仕上塗材) ・ 通気構法の有無	
③バルコニー	
・ 防水材 ・ 勾配 ・ 防水層の立上り高さ	

※トップライトがある場合、メーカー仕様 又は 第3条確認かを記載してください。

防水措置の状況に関する資料の例

以下の例のいずれかを参考に資料作成をお願いいたします。

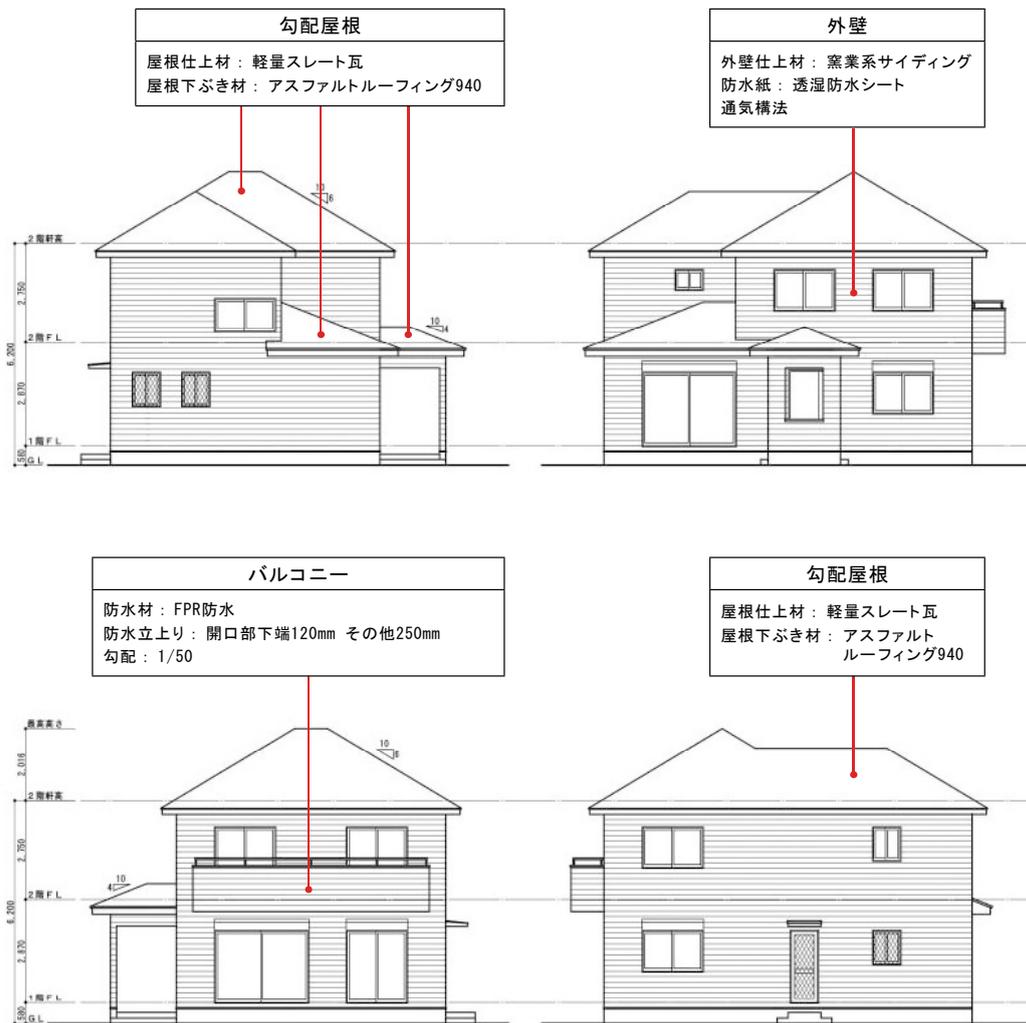
【例1】 矩計図を利用し防水仕様を記載



必要書類③-G 防水措置の状況に関する資料

防水措置の状況に関する資料の例

【例2】 立面図を利用し防水仕様を記載



立面図

必要書類⑤

設計施工基準第3条の確認書の写し

設計施工基準により難しい工法・仕様等の場合は、当社から設計施工基準の適用除外の手続き（設計施工基準第3条確認）を受け、検査の申請をする際に「確認書」の写しをご提出ください。

申請書に記入して
頂く番号です。

住保機確認第〇〇-〇〇〇号
平成〇年〇月〇日



設計施工基準第3条に係る確認について

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 殿

住宅瑕疵
住宅
代表取

法人
社
正

平成〇年〇月〇日付けにいただきました「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に係る申出につきましては、設計施工基準第3条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認しましたので通知いたします。

つきましては、保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
2. 工法または建築材料の概要及び条件
3. 適用地域
4. 適用範囲・部位
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
6. 保険契約申込み手続きのための要件
保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
7. 適用日
平成21年7月1日以降に保険契約申込みを受付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。

※この確認書は「包括3条確認書」のサンプルです。
他に物件ごとに発行する「個別3条確認書」があります。

2 検査

検査について

検査は、住宅の施工状況を、現場検査員が現地で確認します。

検査時には、申請書に記載された検査立会者の立会いをお願いしております。やむを得ず当初予定していた検査立会者が立ち会えない場合でも、施工状況を十分に把握されている方の立会いをお願いします。

また、住宅取得者様からの申請の場合でも、施工状況を十分に把握している方の立会いをお願いしております。住宅事業者様とご相談の上、検査に立ち会っていただくようにしてください。

なお、検査内容は、保険法人検査実施確認書を交付するために設計施工基準との適合性を確認するもので、建築基準法に定められた中間・完了検査や建築士法に定められた工事監理とは異なりますのでご注意ください。

検査の回数及び時期

建物の階数に応じて必要となる検査回数と、検査時期を整理したものが下表です。

建物階数 (地階を含む)	検査回数	検査時期		
		1回目	2回目	
3階以下	2回	1回目	基礎配筋工事完了時	
		2回目	木造	屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時
			RC・SRC・CB造	屋根版配筋工事完了時
			S造	屋根工事完了時から鉄骨耐火被覆直前の工事完了時 (耐火被覆がない場合は外壁の断熱直前の工事完了時)
4階以上	3回以上	1回目	基礎配筋工事完了時	
		2回目	木造	躯体工事完了時から屋根防水工事直前の工事完了時
			RC・SRC・CB造	中間階床配筋工事完了時 ※1
			S造	中間階床躯体工事完了時 ※1
		3回目	屋根防水工事完了時	

※1 中間階とは、最下階から数えて2つ目の階及び3に7の自然倍数を加えた階をいいます。例えば、地階が無い場合は2階（地下1階がある場合は1階）、10階、17階、24階、31階・・・と、7階毎の階を言います。

※2 離島における戸建住宅等は、第1回目の現場検査を書類審査とさせていただきます。

検査の日程調整

「保険法人検査申請書(兼受取証)」に各工事の完了予定日を記入してください。予定日が近づいてきたら（概ね7日前まで）現場検査員又は事務機関より、検査日時について確認のご連絡をいたします。

なお、工事の進捗状況により、申請書に記入した「工事完了予定日」が大きく変更となる場合には、速やかに現場検査員又は事務機関等に連絡をとり、調整を行ってください。

検査の立会い

検査時に施工状況等に関するヒアリングを行いますので、原則として、**申請書に記載された検査立会者が立ち会ってください。**

検査を円滑に進めるために

検査時に、現場検査員より「工事写真」「工事監理記録」「材料の納品書」等の書類の提示をお願いします。当社で定めている施工報告書をご準備いただけますと、検査を円滑に進められますので、ご活用ください。施工報告書はホームページからダウンロードできます。

(<https://www.mamoris.jp/download/>)

3 保険法人検査実施確認書の交付

保険法人検査実施確認書の交付

最終検査終了後、当社から「保険法人検査実施確認書」を交付いたします（郵送）。事業者様からの申請の場合は、住宅取得者様への引渡しの際に、「保険法人検査実施確認書」をお渡しください。

■ 保険法人検査実施確認書は、住戸ごとに2枚ずつ交付します

すまい給付金の申請者は、取得住宅を所有している人（持分保有者）単位となります。また、給付申請の際、「保険法人検査実施確認書」は、原本を提出する必要があります。そこで、1住戸で複数の方がすまい給付金の申請をされる場合でも対応できるように、「保険法人検査実施確認書」は、あらかじめ2枚ずつ発行します。「保険法人検査実施確認書」の追加等が必要な場合は、申請窓口までお問い合わせください。

■ 共同住宅等の場合、全住戸分の確認書を交付します

共同住宅の場合は、住棟単位で申請いただきますので、申請者に全住戸分の確認書をそれぞれ2枚ずつ交付します。

保険法人検査実施確認書

保険法人検査実施確認書	
下記のとおり、すまい給付金に係る「施工時における住宅瑕疵担保責任保険法人による検査」を実施したことを確認します。	
記	
確認書発行番号	K〇-2013-〇〇〇〇〇
検査申込者名	〇〇 〇〇
検査対象住宅名称	〇〇様邸 <small>※共同住宅等の場合は部屋番号をあわせて記載</small>
検査対象住宅所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇-〇
最終検査実施日	平成〇〇年〇月〇日

(発行者名)
住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅保証機構株式会社

発行日：平成〇〇年〇月〇日

(注意) 本確認書は、検査を実施した住宅について瑕疵がないことを保証するものではありません。
このため、万一、検査実施箇所について不具合が生じた場合でも、保険金の支払いを請求することはできません。



保険法人検査実施確認書の交付までに、検査手数料を入金いただく必要があります。検査手数料の入金が確認できない場合は、確認書の交付はできませんのでご注意ください。

申請内容の変更や申請の取下げについて

保険法人検査確認書の交付までに、申請内容の変更や申請の取下げを行う場合は、原則として、検査手数料について、それまでに要した費用を控除して返戻します。手続きや料金の詳細については、申請された事務機関にお問い合わせください。

住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅保証機構株式会社

〒105-0011
東京都港区芝公園3-1-38
芝公園三丁目ビル